

物質名		測定方法（旧）	測定方法（新）
砒素及びその化合物 (注3)	試料採取方法		<u>ろ過捕集方法</u>
	分析方法		<u>吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法</u>
二硫化炭素	試料採取方法	・液体捕集方法…① ・固体捕集方法…② ・直接捕集方法…③	改正なし
	分析方法	①→吸光光度分析方法 ②→吸光光度分析方法 ③→ガスクロマトグラフ分析方法	②→ <u>吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法</u> (①③は改正なし)
アクリルアミド	試料採取方法	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>ろ過捕集方法及び固体捕集方法</u>
	分析方法	ガスクロマトグラフ分析方法	改正なし
臭化メチル	試料採取方法	・液体捕集方法…① ・直接捕集方法…③	<u>固体捕集方法…②</u> (①③は改正なし)
	分析方法	①→吸光光度分析方法 ③→ガスクロマトグラフ分析方法	②→ <u>ガスクロマトグラフ分析方法</u> (①③は改正なし)

(注1) ホルムアルデヒドの測定方法については、平成20年3月1日から適用されています

(注2) ニッケル化合物(粉状)の試料採取は、分粒装置を用いないオープンフェースにより、面速約19cm/秒で吸引する方法で行います

(※ 面速とは、ろ過フィルターを通過するときの空気の流速のこと)

(注3) 砒素及びその化合物への統合に伴い、三酸化砒素の試料採取方法及び分析方法は廃止されます

(注4) ホルムアルデヒド、クロロホルム、シクロヘキサノン、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素及び^{ぶつ}弗化水素については、一定の条件下において、簡易測定機器(検知管又はこれと同等以上の性能を有する測定機器)の使用も認められます

3 適用の時期について

改正告示は、平成21年7月1日から適用されます。

(但し、ニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る関連告示については、平成21年4月1日から適用されます。)

作業環境管理

労働安全衛生法では、一定の有害な業務を行う作業場については、定期的に作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて、適切な改善措置を講じなければならないこととしています。

作業環境測定を行った結果の評価は、作業環境評価基準で定められている管理濃度に基づいて第1管理区分から第3管理区分までに区分することにより行います。管理区分ごとの措置内容について、下の表に示します。

管理区分	評価内容 (単位作業場所の状態)	措置内容
第1管理区分	作業環境管理が適切であると判断される状態	→ 現在の作業環境管理の継続的維持に努めてください。
第2管理区分	作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態	→ 施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるように努めてください。
第3管理区分	作業環境管理が適切でないと判断される状態	→ ・労働者に呼吸用保護具を使用させ、健康診断など健康保持に必要な措置を講じてください。 ・施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じてください。